

令和 8 年度第 1 回武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会
議事録

日 時：令和 8 年 6 月 23 日(火) 午前 10 時～午前 11 時 21 分

会 場：武蔵野市役所 1 1 1 会議室

参 加 者：(委員) 後藤会長、照井副会長、林委員、横田委員、中川委員、
篠宮委員、小野田委員、久保田委員、土井委員、馬庭委員、
石田委員、山崎委員、大澤委員
(事務局) (市) 毛利健康福祉部長、寺井地域支援課長、永瀬課長補佐、
宇田川主事
(福祉公社) 小島理事長、藤本常務理事、堀田権利擁護課長、
高橋権利擁護センター長、宮本、定作

- 1 開会
 - 2 健康福祉部長挨拶(省略)
 - 3 委員自己紹介、事務局紹介(省略)
 - 4 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会について(省略)
 - 5 会長、副会長選出(省略)
 - 6 議題・報告
- (1)令和8年度武蔵野市成年後見利用支援センター事業計画

○事務局説明(資料 5)
(省略)

【会長】

令和 8 年度の事業計画について、事務局より説明があった。何か質問や意見はあるか。

【委員】

武蔵野市の会議に初めて参加させていただくので、確認させていただきたい。

福祉公社が、多摩南部成年後見センターと同じように、広く法人後見を受任されていることは知っている。多くの自治体で中核機関を担う社会福祉協議会では、第三者の専門職が入りながら、運営の中身をチェックする運営委員会のような仕組みがある。自治体ごとに異なるが、そのなかで成年後見制度の必要性や、どういった士業に振り分けていくか検討しているところもある。また運営委員とは別の専門職の委員により事例検討会を実施して、そのなかで検討している自治体もある。福祉公社においても、第三者的な専門職の目が入る仕組み

があるか。

【事務局】

専門職を招いた受任調整に関する会議みたいなものは、現状していない。福祉公社の権利擁護事業の運営に関しては、年に2回、外部の専門職の委員を招いて、運営監視委員会を実施し、各種の出納チェックや、ケース検討、新規相談や受任案件の報告などを行っている。

随時入ってくる相談については、権利擁護センターで毎週実施しているミーティングにかけて、職員間で専門職の必要性を含めた検討を行っており、必要に応じて、リーガルサポートや弁護士会に受任のお願いをしている。このようなかたちで受任調整を行っているほか、市長申立が必要な場合には市の主管課へ促すなどしている。

【委員】

法人後見の受任について、福祉公社の方に聞いた際、150件くらいを20人くらいで対応していると聞いた。限られたマンパワーで頑張っているという印象を持っている。武蔵野市の場合は社協がやるのか、公社がやるのかわからないが、今後、法改正もあり、日常自立支援事業の拡大など、権利擁護を必要とする方は増えていくことが想定される。

需要の拡大に応じ、今後、支援員や専門員などの人材の確保が重要になってくる。ほかの自治体では、なかなか人が集まらず、法人後見を受任できないとか、市民後見人による受任も難しいといった話を耳にする。武蔵野市ではそのあたりのマンパワーの確保についてはどうなっているか。

【事務局】

福祉公社では、法人としてさまざまな事業を行っている。社内での人事異動はかなり頻繁に行っており、新規採用や、部署をまたいだ異動なども行っているため、権利擁護センターの人員が足りないという状況にまでは至っていない。ただし介護業界全体としては人手不足であり、介護職は募集してもなかなか集まらない現状は理解している。福祉公社としてもどうやって持続可能なサービス提供していくかは課題として捉えており、人材の確保についても公社全体で取り組んでいる。

(2) 市民講演会の日程及び内容について

(3) 学習会・相談会について

○事務局説明（資料6、資料7、資料8）

（省略）

【会長】

市民講演会と、学習会・相談会について、事務局から説明いただいた。

市民講演会について、委員からのご意見はいかがか。

特にご意見がなければ、こちらの内容で進めていただくということで、よろしくお願いしたい。

次に、学習会・相談会について、このネットワーク協議会も共催となる一番大きなイベント。各専門職の方からもお話をいただく機会になるので、ぜひご協力をお願いしたい。

事務局から、具体的な企画内容について説明があった。第1部は制度の解説と、お2人の専門職からの事例報告、その後、質疑応答という流れ。第2部は、休憩を挟んで例年どおり個別の相談会という形。

昨年度の企画案とチラシをお手元に配布している。基本的には、これを踏襲しながら、事例報告を行う専門職を2名に減らすなど、少し修正を加える予定。今年度の進め方について、昨年参加された委員の方から今までの経験も踏まえながらご意見を賜りたいがいかがか。

【委員】

昨年度に限らず、時間的にはかなりタイトで、予定していた15分では説明しきれなかった。成年後見制度は複雑なので、昨年度も全体の時間を少し延ばしていただいたが、それでもかなり駆け足になってしまった印象がある。事務局から提案のあったとおり、事例報告を行う専門職を絞るというのは、方向性としては良いのではないかと感じている。

【副会長】

事務局の説明によれば、今年度は、専門職の委員1名が制度の概要をお話しして、私ともう1名の専門職の委員で事例紹介ということだが、そうするとパネラーは3人ということか。第2部の相談会の人数も減ってしまうということか。

【事務局】

パネラーは4名の先生方をお願いしたい。事例についてご紹介いただいた2人の先生と、そのほかお2人の先生からもコメントをいただきたいと思っている。

【副会長】

承知した。やはり来た方は質問をしたいという方が多いと思うので、そこにはしっかり対応できるように、時間管理はかなり難しいが、それができれば充実したものになると思う。

【会長】

柱としては、後見制度のあらましなどの基本的な話をいただいて、その後、お2人の委員から事例をお話いただく。その後、質疑応答で、それ以外の委員からコメントをいただくことでよろしいか。

【事務局】

コメントをいただく委員からも、事例をお聞きした上で、ご経験を少し話していただいてもよいと考えている。

【会長】

前にひな壇みたいなものを置いて、そこにそれぞれの委員が座っていようなイメージでよいかな。その中からお2人の委員が事例を話し、その後、他の委員からコメントをいただく。その後、お越しいただいた方との質疑応答というイメージでよいかな。

【事務局】

事務局としてもそう考えている。

【委員】

詳細はまた後日打ち合わせをお願いしたい。15分くらいで制度のあらましを説明することだが、対象は市民で、後見制度を全然ご存じない方に制度の概要を知っていただくようなイメージでよいのか。

【事務局】

おっしゃるとおり。例年、制度のことはご存じで、個別の相談をしたいという方もいらっしゃるが、初めて制度を知るという方もいる。制度もなかなか複雑で、改正も控えており、15分から20分の時間で制度の説明は難しいと思うが、改めてご相談できればと考えている。

【委員】

2点確認させていただきたい。1点目は任意後見ではなくて、法定後見の説明でよいのかということ。2点目は、改正ではなく、現行の制度の説明でよいのかということ。

【事務局】

例年、法定後見をベースに任意後見に関しては触れる程度で説明いただいていた。制度改正については、まだ運用が定まっていないことも多いため、委員がご存じの範囲内でお話しいただけるとありがたい。

【委員】

承知した。前回担当された先生からお話を伺いながら進めたい。

【委員】

初めて参加する方に、15分でどこまで制度について理解してもらえるのか。後見制度は権利侵害と権利擁護が背中合わせの制度であることなど、制度の前提に対する理解がなければ、身上監護を行う後見人の事例を紹介してもしても、十分にご理解いただくことは難しいと感じる。回数を分けるなどして、制度の説明には少なくとも1時間半くらいの時間を使わなければ、すごくいい加減なものになってしまうのではないかと。

【事務局】

貴重なご意見をいただいた。持ち帰って検討したい。

【委員】

確かに、制度を利用するかしないかの判断ができるレベルまで15分で理解してもらうことは難しい。何か家族に困ったことがあったときに、相談に行ってみようと思いつくレベルであれば、15分では難しいにしても、短い時間で説明できるかもしれない。来てくれた方にどこまで理解してもらうことを目標とするかによるのではないかと。

【会長】

この企画は、成年後見制度の普及啓発、広報を目的に実施していて、特徴としては、後半に個別の相談会を設けていること。講義をきっかけに、さらに深掘りしたい方には、後半に個別の相談時間を設けていることもあり、前半のディスカッションもかなり内容を圧縮せざるを得ない状況となっている。

委員がおっしゃるとおり、どこを到達目標とするのかによるが、後見制度を完璧に理解してもらうことは難しいとしても、最低限必要な情報は提供したいという思いで現在に至っている。制度を理解してもらうことのほか、実際に後見活動をしている専門職が一堂に会し、それぞれの特徴、特色を話していただくこともこの会の意義である。そういったところも総合的に踏まえて、企画を練っていければと思っている。

【委員】

この企画は、専門職ごとに成年後見への取り組み方や、取り扱うケースがさまざまであるため、それぞれの専門職にどんな特徴があつて、どんなケースを受任しているのかということ、事例を通じて市民の皆様知っていただくという経緯で始まっている。例年のアンケートでも、事例をもっとたくさん聞きたかったという声が多く、毎年、事例を中心とした構成にしようという話になる。しかし、いきなり事例だけ話しても、共通項がなく、違いもよくわからず、もったいない。それであれば、成年後見制度の最低限のところだけは押さえた上で、それぞれの先生からのお話を聞いていただけるよう、ごく簡単に制度についてもお話しするようになった。そのような経緯もあり、かなりざっくりとした話になってしまうが、事例への導入という形で捉えていただけるといいのではないかとと思っている。

【会長】

詳細については改めて打ち合わせ行って、そこで詰めていければと思うが、基本的な目的やイメージ、何を目指すのか、については、できれば今日一致できるとありがたい。

【委員】

一般市民としては、漠然と講義を聞きに来るのではないか。まずはチラシなどの先生方のお名前に、ルビを振ってほしい。先生の名前を聞き逃してしまって、話の内容に集中できないこともある。なんとなく難しいイメージがあり、専門の言葉もわからないなかでは、そんな単純なところでひっかかってしまう。成年後見とか成年後見人という言葉は大分浸透してきていて、興味がある方も多いと思うので、そういった基本的な対応をお願いしたい。

【委員】

昨年の参加人数と、参加されている方が家族なのか、本人なのか、支援者なのか、どういった方なのか教えていただきたい。

【会長】

令和3年から去年までの参加人数については、資料7に載っている。参加者の内訳について情報があるか。

【事務局】

資料7にあるとおり昨年度の学習会への参加は34名、相談会は6名が参加。内訳の具体的な数値は持ち合わせていないが、ご家族の方、ご高齢の方、障害をお持ちのお子さんがいらっしゃる親御さんが多い印象。ご自身の将来について、当事者意識を持って参加されていらっしゃる方もいれば、障害をお持ちのお子さんがいらっしゃる親御さんなど、自身も年を取る中で、お子さんの将来のことを考えてという方もいらっしゃる。

【委員】

ご家族なのかご本人なのかによって、聞きたいことがかなり違う。成年後見制度自体は1つだが、家族の視点なのか、あるいは自分の視点なのかなどによって、聞きたいと思われることは変わってくる。事例としては、本人が本人らしく生活していくための制度であるという内容の事例になると思うが、お金のことから始まり、自分の権利はどうなるのかなど、事例に結びつく前提の理解がほしい。さまざまな立場の方がいらっしゃることは良いことだが、そういった状況だとすると、なおさら15分で本当に伝えることができるのか不安を感じている。

【事務局】

ご意見、ごもっともであると感じている。令和3年度には「親なき後に備えるための成年後見」というテーマに絞って開催したこともあるが、広くこの制度を知っていただきたいというところから、事務局としては対象をあまり絞らずやってきた経緯がある。確かに、対象が広いと、学習会の内容もぼんやりしてしまう部分があると思うので、対象やテーマについては、委員の皆様のご意見を改めて伺いたい。

【会長】

かなり圧縮した時間の中で何を狙うのかということ。これまでの参加者は、成年後見制度について、あらましはある程度知っていて、もう少し具体的なことを知りたいという方が多かった印象。

こだまネットでも講演会や学習会を企画するなかで、制度のことは何となくわかるが、後見人の顔が見えない、そんな意見も多くいただく。どこまで追求するかという問題もあるが、実際どんな人が後見業務をしていて、どういう思いで高齢者や障害者の後見活動をしているのか、人となりを含めて知りたいといった率直なご意見を伺ったりもする。この学習会の特徴は、実際に後見業務に当たっているそれぞれの専門職が、個々どういう気持ちで、どういう志を持って後見活動をしているのかを知っていただくことができる点。当然、当事者の権利や権利擁護についてもご紹介いただきながら、こういった姿勢で私は取り組んでいますということもご紹介いただいている。それぞれの職種としての特徴もあると思うので、そういったこともご紹介できるとよいのではないかな。

改めて後見制度の説明をしようとする、それだけで当然時間が足りない、ある程度知っているという前提で、こういった人間が、こういった事例を通して、こういった気持ちを持ってやっていますというところをご紹介できれば、それが共感を呼ぶのだと思っている。具体的な内容はその後の質疑応答でどんどん議論をして、さらに、個別な内容については、後半の相談会に参加をお願いするという形で実施できるとよいのではないかな。

それでは、このような趣旨で、今年度も学習会・相談会を進めていきたい。全体の構成や時間配分、具体的な内容については、また後日、打ち合わせをお願いしたい。

【事務局】

承知した。

【会長】

資料6「成年後見利用支援センターの予定」にも記載があるが、こだまネット、リーガルサポートでも、成年後見制度とか親なき後の課題についての取り組みを行っている。こだまネットについては、9月に講演会を予定している。民法改正について、これから成年後見制度がどうなっていくのかという話を、全国育成会の事務局長をされて、国の審議会にも参加

されている方を講師にお話しいただく。また、主に当事者及び親、家族向けに親なき後講座ということで、10月、11月、12月と3回連続で講座を行う。年が明けてからは、親なき後に向けての個別相談会を予定しており、これから準備を行っていく。

ほかにバトンノートを書く会という、障害のあるお子様にバトンタッチをしていくための引継書みたいなものを書く活動も行っている。

【副会長】

リーガルサポート東京で毎年9月から11月の土日祝で、かたらいの道市民スペースを会場に個別相談会を開催している。福祉公社と、三鷹市の権利擁護センターで共催していただき、相談会を行っている。午前中から午後まで3ブースで、9人・9人・9人で27名くらい、事前予約制で相談会を行っている。

リーガルサポートは四ツ谷の司法書士会館に事務局があり、そちらのほうで7月、9月、11月、2月と市民向けの公開講座を行っている。リーガルサポートの市民向け講座については、リーガルサポートのホームページ等で詳細の内容を確認することができるので、ぜひご覧いただきたい。

【会長】

今までの課題として、それぞれの職種、事業組織の中で、成年後見に関する取り組みをいろいろ行っているものの、相互に連携がないという反省もあった。武蔵野市民が参加可能な相談窓口や、講演会とか学習会をさまざまな団体で実施しているので、総合的に啓発活動をしていけるとよい。成年後見制度についての基本的な理解は、こういった場を活用することでもできるのではないかと考えている。ぜひさまざまな機会を捉え、こういった事業についてもご周知いただければありがたい。こういったさまざまな手段を使って、武蔵野市民の方への成年後見制度に関する周知を図っていけるとよいのではないかと考えている。

7 その他

【会長】

議題については以上となるが、本日まで出席の皆様から、近況報告も含めて、それぞれ現場での活動などについて、ご意見などをいただきたい。

【委員】

後見制度について、父親が亡くなって相続をすることになったらすぐに後見制度を利用したほうがいいかとか、本人に障害があっても、意思決定ができる方であっても、何かあったら後見をつけたほうがよいかとか、施設に移った後の金銭管理のために早めに後見をつけて利用したほうがいいかとか、成年後見以外になにか方法があるかとか、親御さんたちの頭の中は、さまざまな情報が入り混じっていて、何から先に優先順位をつけて、親なき後に

備えていけばいいのかわからないみたいなご相談はよくある。そのため、今やることと、何年後にやること、さらに何年後にやること、それぞれ誰のサポートを得てやるのかなど一緒に話ししながら整理していき、私たちが適切なところにつないでいければと考えながら日々やっている。

【委員】

福祉総合相談窓口では、ひきこもりのお子さん（成人）をお持ちの親御さんのご相談をかなり多く受けている。その中で、親なき後の相談ということで、お金の相談などもお受けすることが多い。

1月23日にはひきこもりについての講演会を実施する予定。できるだけたくさんの人に来ていただきたいと思っている。私どものイベントでも他のイベントのチラシを置いたり、親御さん向けに広報したりということができるので、必要な方にきちんと情報が伝わるよう、連携しながらやっていきたい。

【委員】

生活保護受給者の方を現場で相手にしているケースワーカーからよく聞くのは、本人が導入に拒否的であったり、同意がない状態で、ケースワーカーができることは非常に限りがあるので、周りの方をどう巻き込んで、どういう切り口でその人にアプローチしていくかがとても難しいということ。現在のケースワーカーの平均在籍年数は1年2カ月くらいで、習熟度の浅いケースワーカーも多く、どこに相談して、どうやって巻き込んで、本人に対してどうアプローチしていくかということは常に一緒に考えながらすすめている。

【委員】

高齢者人口は年々伸びてきている。割合もどんどん高くなっているということもあり、成年後見制度の周知の重要性だったり必要性だったりというのを改めて感じている。

また、市長申し立てによる成年後見制度の件数もここ数年上がってきている。権利擁護という観点からも、身寄りのない高齢者の支援が今後重要になってくると感じている。

【委員】

私たちの課では、虐待関連で成年後見の市長申し立てを行うことがよくある。そのときに、しっかりと証拠をそろえたうえで虐待の認定を行わなければ、中途半端な状態で後見人に引き継ぐことになり、ご家族とのトラブルの要因にもなりかねない。ご迷惑がかからないよう、認定の根拠をしっかりとそろえながら対応していきたいと考えている。

【委員】

先ほど他の委員がおっしゃっていたように、身寄りのない方の権利擁護をどうしていく

かということが、今すごく大きな課題になってきていると感じる。

ちょうど今週、成年後見の講座を地域の方向けに実施する予定だが、参加者の多くが自分のこととして話を聞きにいらっしゃる。高齢者については子どもの世代が親の金銭管理をしている場合に、親である高齢者の権利がきちんと守られているかどうかというのが見えにくい状況もある。本来きちんと守られるべき方、守られるべきものが適切に守られているかがとても大切だと感じている。

【委員】

ケアマネジャーとしても身寄りのない高齢者が増加していくということに課題を感じている。ケアマネジャーのフォローアップ研修でも身寄りのない高齢者をテーマに研修が開催された。権利擁護に対してすごく関心の高い職種なので、ご家族だけでなく、ケアマネジャーも、研修会、学習会などに参加し、もっと制度のことについて知っていただくことが必要だと感じている。自分も含め、知識や経験が浅い方々が、知る、興味を持つ、手助けの手段が増えることができるようにしていきたいと思っている。権利擁護や成年後見制度について、どういった方に相談すればいいのかということをお学ぶ機会をつくり、広く普及啓発に努められればと思っている。

【委員】

独居調査に行ってきたばかり。皆さんのお話を聞いていいでも、普通の生活というのはごちゃごちゃしているもの。自身も相続の手続きの大変さなどは実感しているが、本日のお話のように支援をしてくださる方々がいるというのは、ありがたいことだと感じている。

【会長】

それぞれの皆さんが現場で、実際に障害当事者や高齢者、ご家族の方と日々接するなかで、さまざまな課題が出てくることと思う。これからもそういった課題に成年後見制度をうまく活用できるようになればと考えている。法改正により成年後見制度はこれからますます柔軟になっていく。現在の成年後見制度は、旧措置制度のように、いったんそうなってしまうとずっと丸抱えの支援であったが、今後は成年後見制度をどういうタイミングで、どういうふうに活用するかということが重要になってくる。そのためには、日々接している支援者やご家族の情報や関わりが大事。この人には後見制度が必要だけど、この人にはもう必要ないとか、必要ないけど、そのかわりにどういった福祉サービスを使うか、といったマネジメントやコーディネートが重要になってくる。後見制度を使えば、それでこの人は大丈夫ということにはいかなくなる。これまで以上に皆さんの活動が重要になってくるのではないかなと感じており、今後もこうした意見交換を継続していきたいと考えている。

【事務局】

会議録の取扱い、次回日程について事務局より説明

【会長】

活発なご意見、ご質問に感謝している。今後もこういった形で議論を深めていきたい。
本日の成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会は以上で終了とする。

閉会